

第4部の「施策の展開」では、第3部で示した7つの施策展開の基本方向に沿って、具体的な取組の内容等を示します。

第4部 施策の展開

1 地域における子育ての支援

【取組の趣旨】

都市化や核家族化が進行する中で、子育て家庭が孤立し、育児への不安や悩み、負担感を感じる人が増えています。このような子育てについての不安や悩みを軽減するため、地域における子育て支援体制を充実するとともに、子育て家庭を社会全体で温かく見守り支える意識を醸成して、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

【取組の方向】

- (1)県民全体の子育て意識の醸成
- (2)地域における子育て支援サービスの充実
- (3)保育サービスの充実
- (4)児童の健全な育成

(1)県民全体の子育て意識の醸成

<現状と課題>

県では、少子化の影響、子育ての意義や楽しさ、男女が協力して家事や育児を分担することなどについて、社会的な関心・認識を高めるため、シンポジウムの開催や情報誌の発行など、各種の啓発活動に取り組んできました。

しかし、近年、育児に対する負担感などを背景に、結婚や出産・子育てを先送りにする人たちが増え、未婚化、晩婚化の傾向が一層進んでいます。

今後も、少子化問題や家族を持つことの大切さ、子育ての喜びなどについて啓発するとともに、男女共同参画社会の実現に努め、社会全体で子育て環境づくりに取り組む気運を醸成する必要があります。

また、子どもを取り巻く環境は、学校でのいじめや、安全安心な居場所であるべき家庭での虐待などが後を絶たず、依然として深刻な状況にあります。

未来を担う子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、健全に育つことの大切さを社会全体で認識していくことが必要です。

<具体的取組>

少子化問題や子育て支援等に関する意識啓発

子どもを生み育てることの意義や喜び、家族を持つことの大切さなどについて広報活動等を行い、社会全体の意識啓発に努めます。

大人が積極的に子育てに関わり、子どもを健全に育てていくため、大人の自覚と行動を促す行動指針「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発に努めます。

「とちぎ未来クラブ」において、結婚を望む方々の出会い支援や子育て家庭優待事業を実施することにより、県民総ぐるみで結婚や子育てを支援する気運を醸成します。

子育てに関する様々な知識や情報を県のホームページにより提供します。

子育てに関する父親の役割等を示した「父子手帳」を発行し、父親の主体的な育児参加を促進します。

父親の家事・育児への参加を促進するため、「とちぎ男女共同参画センター」で講座を実施して、意識啓発に努めます。

子どもの人権の尊重

子どもが自分自身の存在意義を認識するとともに、他人の価値を尊重できるよう、人間形成の基礎が培われる時期から人権を尊重する心を育てます。

子どもの健やかな成長や発達のため、子どもの最善の利益を尊重することなどを明記した「児童の権利に関する条約」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する啓発資料の作成・配布など、子どもの人権尊重に関する県民の意識向上のための各種啓発活動を展開します。

児童福祉施設などに入所している子どもの利益や意見を尊重し、自立支援が図られるよう、施設の処遇内容等に対する苦情の処理や評価などを行う体制の整備を促進します。

(2)地域における子育て支援サービスの充実

<現状と課題>

子育てを社会全体で支えていく上で、子育て家庭と日常生活の中で直接関わる機会の多い地域社会の役割は重要です。

しかし近年は、地域社会の連帯感が希薄化しており、また核家族化の進行などもあって、育児についての不安や悩みを誰にも相談できずに孤立化する子育て家庭が増加しています。

これまで県では、各種相談機関による相談支援活動の充実などに努めてきましたが、今後家庭や地域の子育て機能のより一層の充実を図るため、身近な地域における子育て支援拠点の整備や各種相談機関の機能の充実、NPOやボランティア等の活動への支援などに取り組む必要があります。

また、「栃木県子育て環境づくり推進会議」等において、各分野からの意見をいただきながら、引き続き家庭、学校、地域社会、企業、行政が十分に連携して、子育て環境づくりを総合的に推進していく必要があります。

<具体的取組>

県における推進体制の整備充実

保健・医療、福祉、教育、経済などの各界の代表で構成される「栃木県子育て環境づくり推進会議」において、子育て環境づくり関連施策について、幅広い視点から検討を行います。

知事を本部長とする「栃木県子育て環境づくり推進本部」において、子育て環境づくり関連施策の効果的な推進を図るための総合的な検討や調整を進めます。

とちぎ青少年こども財団や栃木県社会福祉協議会と連携して、それぞれの特色や柔軟性を生かした子育て支援事業を展開します。

市町村における推進体制の充実

住民にもっとも身近な市町村における子育て環境づくりの推進体制の整備・充実や、市町村次世代育成支援対策行動計画に基づく保育サービスの提供や子育てに関する相談・支援、母子保健医療対策の充実など、地域の実情に応じた各種施策の着実な実施を支援します。

子育て相談機能の充実

地域における身近な相談相手である、民生委員・児童委員、家庭相談員、保健師、母子保健推進員などの活動を充実し、子育て家庭の不安や悩みの解消を図ります。

保育所や幼稚園などが有する施設や養育・教育機能の地域への開放により、育児・養育相談や、保護者・世代間の交流事業などの子育て支援事業を促進します。

親子が気軽に訪れ情報交換や交流などを行うとともに、子育てに関する相談や情報提供などを行う「地域子育て支援拠点」について、市町村における整備を促進します。

子育て家庭に対する相談・支援のために、子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応する「赤ちゃんすくすくテレフォン相談」や「ホットほっと電話相談（家庭教育ホットライン・メール相談）」などの相談事業を充実します。

地域の相互援助活動等に対する支援

育児などに関して、援助を行いたい人と受けたい人が会員になって相互に支え合う「ファミリー・サポート・センター」について、市町村における設置を促進します。

シルバー人材センターが市町村等からの委託を受けて行う放課後児童クラブ等の子育て支援に関する取組を促進します。

生涯学習ボランティアの養成研修を体系的に実施するとともに、学校支援ボランティア活動の支援を継続的に実施します。

人と情報の交流等の拠点である「とちぎボランティアNPOセンター」の機能の充実を図るほか、NPO等の組織基盤の強化を支援し、NPOやボランティア等による社会貢献活動を促進します。

目標設定指標	単位	基準値	H26目標値
	身近な子育て相談・支援体制の充実度 (小学校の通学区域内に子育て支援施設(地域子育て支援拠点施設、児童館、子育てサロン等)のある地域の割合)	%	52 (H20実績)
地域子育て支援拠点事業(センター型・ひろば型・児童館型)実施箇所数	箇所	81 (H21見込)	119
ファミリー・サポート・センター設置箇所数	箇所	12 (H21見込)	20

(3)保育サービスの充実

<現状と課題>

共働き家庭の増加や勤労形態の多様化などにより、家庭での保育が困難な児童を対象とする保育サービスの果たす役割が、ますます重要なものとなっています。

県では、保育所における低年齢児保育や延長保育、障害児保育などの特別保育事業や、幼稚園における子育て支援事業の促進など保育サービスの充実を図ってきましたが、今後も多様な保育ニーズに十分に応えられるよう、引き続き、保育所と幼稚園の連携を図りながら、地域の実情に応じた利用しやすい保育サービスの一層の充実を図ることが求められています。

このため、地域住民に対する保育サービス情報の提供を促進するとともに、第三者評価事業の導入や苦情を適切に解決するための体制整備を促進します。また、保育所保育指針に基づき、保育所や保育士についての自己評価を実施することにより、保育の質の向上を図る必要があります。

一方、昼間保護者が不在の小学校低学年児童等を対象とする放課後児童クラブの利用者数が年々増加しており、今後は、生活の場としての質の向上を図ることや、障害児を含めて希望者全員が利用できるような体制整備が必要になっています。

<具体的取組>

保育所の整備及び多機能化の促進

入所待機児童の解消を図るため、保育所の整備や「保育ママ制度」(家庭的保育事業)の導入促進を図ります。

多様な保育ニーズに応えるため、地域の子育て支援のための相談室の整備、一時預かり事業や病児・病後児保育事業のための保育室の整備など、保育所の多機能化を促進します。

多様な保育サービスの充実等

低年齢児保育や延長保育、休日保育、障害児保育、パートタイムなどで働く人のニーズに対応した特定保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。

病气中や病気の回復期にある児童、保育中に体調不良となった児童を対象とした病児・病後児保育事業の普及を促進します。

保護者の疾病や育児疲れなどにより一時的に家庭での保育が困難となった児童を、主として昼間一時的に預かる一時預かり事業を促進します。

保護者の疾病や仕事及び経済的な理由などで一時的に家庭での養育が困難となった児童を、児童養護施設等で一定期間養育・保護する子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)を促進します。

保育所に入所する第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

保育所における質の向上の推進

保育の質の向上を図るため、第三者による評価や保育所及び保育士の自己評価の実施を促進します。

保育所が、子どもにとって健康で安全に生活できる場となるよう、国が定める保育所保育指針及び保健・衛生に関するガイドライン等に基づき、保育環境の向上を促進します。

多様化する保育ニーズに対応し、保育内容の充実・向上を図るため、保育所の管理者や保育士、認可外保育施設に従事する職員に対する研修を実施します。

保育所における地域の実情等に応じた様々な子育て支援の取組を促進します。

幼稚園における子育て支援の促進

幼稚園における預かり保育の充実を図るとともに、子育て相談や子育て情報の提供、子育て交流などの取組を促進します。

地域における子育て支援の拠点として、地域の子どもへの遊び場の提供や未就園児親子教室の開催など、幼稚園における地域の子育て支援事業の取組を促進します。

幼稚園に同時に2人以上在園する場合の保育料の軽減により、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

保育所・幼稚園・小学校相互の連携の促進

就学前後の教育と保育とを一体的に捉え、保育所と幼稚園と小学校の合同研修の実施、児童や職員同士の交流などの連携を促進し、地域において子どもを総合的に育む体制を整備します。

就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供することにより地域における子育て支援の充実を図るため、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」制度の導入促進と適切な運用を図ります。

認可外保育施設に対する助成と適切な運営の確保

低年齢児保育や延長保育を行う認可外保育施設における保育サービスの充実を促進します。

国の定める指導監督基準に基づき、認可外保育施設の適切な運営の確保を図ります。

事業所内保育施設の整備に対する助成制度や融資制度の普及に努めるとともに、看護職員の就労と子育て支援を図るため、病院内保育所の運営を助成します。

放課後児童対策の充実

昼間に保護者が不在の小学校低学年の子どもを主な対象に、生活や遊びの指導などを行う放課後児童クラブの設置を促進するため、放課後児童クラブ室の整備やクラブの運営に対する助成を行います。併せて、障害児の受入促進や開設日数・時間の拡大、地域の人材活用など、クラブの活動内容等の充実を促進します。

放課後や週末等における子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室等を活用する「放課後子ども教室」の実施に対する助成を行います。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動内容の充実や、指導者等の資質向上及び各市町村における円滑な取組を促進するため、放課後児童指導員や管理者に対する研修等を実施します。

放課後児童クラブ事業と放課後子ども教室事業との連携促進を図り、放課後児童対策を総合的に推進します。

目標設定指標	単位	基準値	H26目標値
		(H21見込)	
通常保育定員数	人	31,843	34,187
病児・病後児保育実施箇所数	箇所	36	61
延長保育実施箇所数	〃	275	309
休日保育実施箇所数	〃	24	36
ショートステイ実施場所数	〃	34	37
一時預かり事業等実施箇所数	〃	207	233
特定保育実施箇所数	〃	9	21
保育所待機児童率	%	0.3	0.0
放課後児童クラブ実施箇所数	箇所	414	515

(4)児童の健全な育成

<現状と課題>

少子化の進行に伴い、近年の子どもたちは、子ども同士で遊ぶ機会や異なる年齢の子どもと交流する機会が減少しています。

また、都市化の進行や、自然環境の変化などにより、子どもが自然から学び、安心して、のびのびと遊べるような空間・場所も減少しています。

このため、児童館や公園、自然とのふれあいの場など、身近な子どもの遊び場や安心して過ごせる居場所の整備・確保に今後も取り組む必要があります。併せて、県や市町村、各種団体等で展開されている子どものための様々な体験活動や交流活動について、事業の連携によりさらに充実した活動機会が得られるよう、相互の連絡協力体制を整備する必要があります。

また、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、朝食欠食や孤食などの食を巡る課題が依然として深刻であることから、引き続き、子どもたちに正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けさせるなどの「食育」を推進し、食を通じた心と体の健全育成を図っていく必要があります。

<具体的取組>

身近な遊び場や居場所の整備充実

児童館の整備に対し助成を行い、その設置を促進するとともに、運営費の助成等により、地域の実情に即した積極的な取組を促進します。

生態系に配慮して河川を整備することにより、美しい自然環境を保全又は創出して、子どもや家族が自然とふれあうことのできる良好な水辺空間の形成を図ります。

安全で緑豊かな環境の下で、自然を体感できるレクリエーション活動や健康活動、文化活動などが行えるよう、県営都市公園の環境を整備します。

地域での体験活動の充実

子どもたちが身近な地域で主体的に様々な体験活動に参加できるよう意識の啓発を行うとともに、情報提供の一層の充実を図ります。

子どもたちが最新の科学に触れながら創造性や科学への関心を養えるよう、「栃木県子ども総合科学館」の展示機能や普及教育活動の充実を図ります。

県立美術館や県立博物館における企画展などを充実するとともに、美術館館外展や地域移動博物館、小中学校における学校移動博物館を実施します。また、児童生徒を対象にしたワークショップなどの参加体験型の事業を充実します。

命の尊さを学ぶことができるよう、栃木県動物愛護指導センターにおいて、「動物ふれあい教室」を実施します。

地域社会において、子どもたちが主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組むことができるよう、「こどもエコクラブ」への支援を行います。また、インターネットのポータルサイト「とちぎのエコ・もり」を充実し、環境学習及び環境保全活動に必要な人材や資料の提供を行います。

子どもたちが緑を大切にすることを育て、郷土の豊かな緑を次世代に引き継いでいくため、緑の少年団の育成と相互交流を促進します。

自然とふれあいながら自然の大切さについて理解を深め健全な心身を養えるよう、県営都市公園における各種講座や体験学習を充実するとともに、自然公園等における自然とのふれあいの場の整備や自然とのふれあい活動を推進します。

食育の推進

県民一人ひとりが健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育めるよう、とちぎ食育推進連絡会の構成機関・団体等との連携や、とちぎ食育応援団、食生活改善推進員などのボランティア活動を支援しながら、食を大切にすることを育てたり、栃木の多彩な食を生かした「日本型食生活」等を推進します。

農業大学の機能を活用した、農作物の収穫体験や家畜とのふれあい等を通して食と農に対する理解を促進します。

学校教育において食に関する指導を総合的に推進するためのガイドブック等を作成するとともに、食教材を活用した取組を推進します。

朝食の大切さ及び基本的な生活習慣の確立の重要性を啓発するため、児童生徒及びその保護者を対象に「朝食を毎日食べようキャンペーン」を展開します。

目標設定指標	単位	基準値	H26目標値
		(H20実績)	
こどもエコクラブ参加者数(累計)	人	20,018	33,000
動物ふれあい教室等実施回数	回	20	26
食生活学習教材を活用している小中学校の割合	%	83	100